

中国における外国仲裁判断の承認及び執行について

楊 曄

要 旨

本文就外国仲裁裁決如何在中国被承認与執行這一問題進行了粗略的論述。其概要如下：第一，就外国仲裁裁決在中国承認与執行的立法而言，其嚴謹有余靈活不足。例如，關於在处理“拒絕承認、執行裁決”這一問題上，紐約公約乃至世界多数国家的立法都認可法院的“自由裁量權”，可中国却例外。筆者認為在這一點上，有必要順應世界潮流，即賦与法院適當的自主權。第二，須要指出的是，中国司法人員關於紐約公約的知識甚為貧乏，本稿中所紹介的案例也說明了這一點。因此提高整体司法人員的素質是中国目前所必須解決的問題。第三，在承認与執行外国仲裁裁決過程中，地方保護主義氾濫。因此，確保人民法院的司法獨立性是解決這一問題的關鍵。

キーワード……ニューヨーク条約 国内法 二国間条約 中国における現存の問題点

目次

はじめに

外国仲裁判断の承認・執行に関する中国法制度の沿革

ニューヨーク条約下の仲裁判断の承認・執行

中国における判断の執行状況に対する外国の法律家の評価

若干の事例分析

おわりに

はじめに

中国は、1979 年に対内改革、対外開放政策¹⁾を実施して以来、諸外国、特に、制度の違う欧米国家との経済取引を頻繁に行っている。その輸出入貿易額は、年々大幅に増加し、国内の経済発展に大きく貢献している²⁾。中国と海外との間における貿易、投資活動が活発になるにつれて、経済貿易の摩擦、紛争が、頻発している。紛争をスムーズに解決するために、また外国からの投資を積極的に誘致するために、中国は一連の法律を制定した。例えば、中外合弁経営企業法³⁾、同法実施細則⁴⁾、中外合作経営企業法⁵⁾、中国契約法⁶⁾などである。上記の法律は、中

国と外国の当事者間の紛争解決のために中国又は外国の仲裁機関による仲裁を規定している。すなわち、外国において仲裁を行うことも承認されている。現行の中外合弁経営企業法第 15 条は「合弁当事者間の紛争で董事会（取締役会）の協議により解決できないものは、中国仲裁機関又は当事者の合意するその他の仲裁機関による調停又は仲裁により解決することになる。……」と規定している。さらに、同法実施細則第 110 条には、外国仲裁地に関する明確な規定がおかれている。また、中外合作経営企業法第 26 条及び中国契約法第 128 条は、仲裁に關してほぼ同様の内容を定めている。

紛争解決に適用される法の選定については、中国の法律は「当事者の自治」という原則⁷⁾を認めているが、ただ中外合弁経営契約、中外合作経営契約及び中国の領域内の天然資源探索に関する中外協力契約の場合のみ、中国法に従わなければならない、という特別規定⁸⁾がある。また外国仲裁判断の承認・執行に関しては、中国民事訴訟法⁹⁾に、関連規定が設けられている。

これらの国内法規定のほかに、中国は、諸外国と多くの二国間条約¹⁰⁾を締結し、また幾つかの多国間条約¹¹⁾に加盟している。その中には、外国仲裁、外国仲裁判断の承認・執行に関する内容の条約も含まれている。

そこで、本稿では中国における外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度の沿革、現行の法源、中国における判断執行に対する外国法学者の評価、承認・執行の状況、実例及び現行法の問題点に分けて検討することにする。

．外国仲裁判断の承認・執行に関する中国法制度の沿革

（1）歴史回顧

中華人民共和国が誕生する前であるが、1946 年に、旧中華民国政府はアメリカ合衆国と「中米友好通商航海条約」¹²⁾を締結した。この「条約」には、外国仲裁判断の承認・執行に關して、やや抽象的、概略的な規定が置かれていた。その第 6 条は、「両締約国の国民、法人及び団体の間で発生した紛争を解決するために、当事者双方は書面の公断¹³⁾（仲裁）契約を締結した場合、如何なる紛争も公断に付託することができるのであり、そして締約国双方の領域内の裁判所は、この方式に対し完全に信頼すべく、一方の締約国領土内で公断人（仲裁人）がなした裁決又は決定に対し、当該領土内の裁判所は完全に信任しなければならず、ただし公断は善意に行われ、しかも公断合意に適合すべきである」と規定していた。この規定は、中国における外国仲裁判断の承認・執行に關する最初の規定であった¹⁴⁾。

新中国成立後、1982 年に至るまでに、中国国内法には、外国仲裁判断の承認・執行に關する規定は何もなかったが、関連規定は、主に中国政府が外国政府と締結した議定書、通商航海条約、二国間貿易関係協定、二国間投資保護協定に定められていた。例えば、1950 年に、旧ソ連、東ヨーロッパ及びその他の社会主義陣営に属した国家との間で締結したバーター取引に關する

一般条件議定書¹⁵⁾には、仲裁に関連した共通点として次の内容がまとめられていた。すなわち、締約国の対外貿易機関相互間の契約紛争に関する限り、被申立人の国の仲裁機関による仲裁は紛争解決の唯一の法的手段であり、訴訟などの手段が排除される。また仲裁機関の管轄については、両国の対外貿易機関が締結した個別の貿易契約の中に仲裁条項を設ける必要がなく、両国間の一般条件議定書により仲裁機関はその契約に関する紛争を受理する権限を有する¹⁶⁾。

1960年代に入って、中国が、朝鮮民主主義共和国、モンゴル、旧ソ連、旧東独、旧チェコスロバキアなどの友好国家と締結した通商航海条約、経済貿易協定中には、相手方の仲裁判断の承認・執行に対する相互保証についての条項が設けられていた¹⁷⁾。これらの条約中の仲裁に関する規定は、両締約国の会社、貿易組織などの間の商事契約から又はそれに関して生じる紛争が協議などによって解決することができない場合、当事者は仲裁契約に基づき両国の又は第三国の仲裁機関などに付託することができ、両国は、その仲裁判断に関して承認及び執行することを保証するというものである。

1970年代に入って、中国は西側の諸国と幾つかの貿易関係協定を締結した。例えば、1974年の「中日貿易協定」及び1979年の「中米貿易協定」がある。これらの中にも、相手側国の仲裁判断の相互承認・執行に関する規定が見出される¹⁸⁾。

1980年代以降、中国は多くの国と二国間投資保護協定を締結した¹⁹⁾。早い時期に締結された幾つかの二国間投資保護協定の中の仲裁判断の承認及び執行に関する規定は類似しており、以下のように要約できる。すなわち、仲裁判断は、終局的で、かつ拘束力を備えるべきであり、承認・執行は、投資受入国の法律、当該協定の規定及び各自の国内法に基いて行われる²⁰⁾。したがって、これらの条約の範囲外の外国仲裁判断の承認・執行は、当事者の自主的履行及び国家間の関係機関の協力に委ねられる²¹⁾。

1982年の民事訴訟法(試行)は、国内法としてはじめて外国仲裁判断の承認・執行に関する具体的な定めをおいた。司法共助の規定である同法第204条によれば、「中華人民共和国の人民法院は外国裁判所から執行を囑託された既に確定している判決、仲裁判断について、中華人民共和国が締結若しくは加入している国際条約に基づき、又は互惠の原則に則って審査を行い、中華人民共和国の法律の基本準則又は我が国の国家、社会の利益に違反しないと認めた場合は、その効力を承認する裁定を行い、本法の定める手続に従って執行しなければならない。そうでない場合は、外国裁判所に送り返さなければならない」とされている。この規定は、三つの不備がある。すなわち、第一に、外国判決と外国仲裁判断を区分しておらず、仲裁判断の承認・執行の要件及び手続を判決と同等に取り扱っている点で著しく時代遅れである。第二に、中国での執行の申立は外国裁判所からの囑託であることを要する点で、これを要しないとする現在の多くの条約よりも遅れている。第三に、当該外国の仲裁判断はその国で既に確定したものでなければならない、つまり「ダブルな承認」²²⁾が必要である点で、これも時代遅れである²³⁾。これらの欠陥は中国で仲裁判断の承認・執行を申立てる外国の当事者を非常に困らせた。1991

中国における外国仲裁判断の承認及び執行について（楊）

年の新民事訴訟法の公布は、この状況を根本的に変えた。新法は国際的趨勢に背く部分を大幅に改めた。その結果、更に整備を要する箇所もあるが、総じて世界趨勢に適合するものとなった。

（２）外国仲裁判断の承認・執行に関する現行法規定

1991年の民事訴訟法第269条は、「国外の仲裁機関の判断は、中華人民共和国人民法院の承認と執行を必要とするときは、当事者は直接に被執行者の住所地又は財産所在地の中級人民法院に申立てなければならず、人民法院は、中華人民共和国が締結若しくは加盟した国際条約に従い、又は互恵の原則により処理しなければならない」と規定している。この条文の内容から見ると、外国仲裁判断を承認・執行する方式は、二つある。すなわち、国際条約の締約国である場合には、条約の規定通りに仲裁判断の承認・執行を処理し、そうでない場合には、互恵原則の下で取り扱うのである。

中国が締結若しくは加盟した国際条約は多国間条約と二国間条約に分けることができる。多国間条約の主なものは、ニューヨーク条約、MIGA条約及び投資紛争解決条約であり、二国間条約としては、貿易協定、投資保護協定、司法共助協定などがある。その中で、世界銀行の協力により制定されたMIGA条約と投資紛争解決条約下の仲裁判断は、「超国家性」の特徴²⁴⁾を端的に表現しており、その承認・執行の面においては、国家裁判所の管轄権を排除もしくは制限して²⁵⁾、両条約下の仲裁判断は通常の外国仲裁判断²⁶⁾と異なって完全な国際的カテゴリーに属すべきものである。二国間条約中の仲裁条項は、ニューヨーク条約より明確性が足りない²⁷⁾、今後、その適用の機会は、ほとんどないであろう。したがって、本稿では、ニューヨーク条約のみを中心にして、中国における外国仲裁判断の承認・執行の状況を検討してみよう。

．ニューヨーク条約下の仲裁判断の承認・執行

（１）中国におけるニューヨーク条約の実施範囲

中国は、中国において行われる仲裁判断及びその執行に対して多くの外国企業が抱く危惧を払拭し、また中国との涉外経済契約に関する外国の仲裁判断が中国で承認・執行されるか否かについての不安を解消するために、ニューヨーク条約に加盟する決定をした。1986年12月2日に開催された第6期全国人民代表大会常務委員会第18回会議において、同条約に加盟することが採択され、同条約は、1987年4月22日に中国領域で発効した。条約加盟と同時に中国は、同条約の適用について「互恵留保」(相互主義)と「商事留保」²⁸⁾の声明を発表した²⁹⁾。

まず、「互恵留保」により、中国は、同条約の締約国(中国以外)の領域内においてなされた仲裁判断を承認・執行する。それゆえ、非締約国の領域内においてなされた仲裁判断、非内国仲裁判断(non-domestic award)³⁰⁾は、ニューヨーク条約に基づき中国で承認・執行でき

ない。

次に、「商事留保」により、中国は、契約的性格のものか、非契約的性格のものかを問わず、商事法的関係の紛争範囲に属する仲裁判断だけを、承認・執行する。1987年4月10日に最高人民法院が、各地方の高級人民法院、中級人民法院などに発布した「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約の中国での承認の実行に関する通知」³¹⁾に従って、契約上及び非契約上の商事法的関係とは、契約、不法行為或いは関連の法規定によって生じた経済的な権利と義務関係を指す。例えば、物品売買、財産リーシング、工事請負、加工受注、技術移転、合併経営、合作経営、天然資源の探査開発、保険、融資、役務提供、代理、コンサルティングサービスと海上、民間航空、鉄道、道路の客及び物品に関する運送、製造物責任、環境汚染、海上事故、並びに所有権に対する紛争である。ただし、外国投資者と投資受入国との間の紛争は含まれない³²⁾。

(2) 外国仲裁判断の承認・執行に関する申立期限

現行の民事訴訟法第219条は、判断執行に関する申立期限を次のように規定している。すなわち、国内仲裁判断と外国仲裁判断のため、中国においてその執行を申立てることができる期間は、当事者双方又は一方が自然人であるときは1年であり、双方が法人又はその他の組織であるときは6ヶ月であると定めている。この申立期間は、法律文書に定める履行期間の最後の日から起算する。法律文書が分割履行を定めるときは、定められた各回の履行期間の最後の日から起算するのである。

これらの申立期間は、中国法をよく分からない外国当事者にとっては短すぎると、中国の学者によって指摘されている³³⁾。延長するのが適当であろう。

(3) 管轄裁判所

管轄裁判所は、以下の場所を管轄する中級人民法院である。すなわち、被執行人が自然人であれば、その戸籍の所在地又は居所地、被執行人が法人であれば、その主な事業所の所在地、被執行人が中国において、住所、居所又は事業所所在地がないが、財産が中国領域内にある場合、その財産の所在地である(「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約の中国での承認の実行に関する通知」第3条)。

(4) 承認・執行の要件と手続

ニューヨーク条約第4条により、一方の当事者が中国で仲裁判断の承認・執行を申立てる場合には、次の二つの書類、すなわち、仲裁判断の正本又は正当に証明されたその副本及び仲裁合意の正本又は証明されたその副本を提出しなければならない。また、仲裁判断もしくは仲裁合意が中国語で作成されていない場合には、判断の承認・執行を申立てる当事者は、これらの書類の中国語への訳本を提出しなければならない。そして当該訳本は、公のもしくは宣誓した

中国における外国仲裁判断の承認及び執行について（楊）

翻訳者、外交官もしくは領事官による証明を受けたものでなければならない。

中国の立法及び司法機関は、ニューヨーク条約下の仲裁判断の承認・執行に関する手続に対し何らの規定をしていないが、実務では、その手続は、国内仲裁判断の手続とまったく同じである。

（５）人民法院の審査範囲

ニューヨーク条約第５条及び「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約の中国での承認の実行に関する通知」付則により、中国の管轄権限ある人民法院は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認・執行を拒否するか否かを審査する。審査の範囲は、同条約第５条に定められた事項に限定される。すなわち、被執行人の主張及び提供された証拠に基づき、当該仲裁判断が同条約第５条第１項に掲げられた事由³⁴⁾に該当するか否かを審査し、当該判断が第５条第２項に掲げられた事由³⁵⁾に該当するか否かを職権で探求する。すなわち、の場合には、被執行人による立証を必要とするのに対し、の場合には、それが不要である。

仲裁判断が第５条に定められた瑕疵を有する場合、裁判所は、当該仲裁判断の承認・執行を拒否するか否かにつき自由裁量権（discretion）を有する³⁶⁾。条文は「may」という用語を使用し、「must」という言葉を使っていない。そこで、オランダの国際経済法専門家 Van den Berg 教授は、拒否するか否かは裁判所の自由裁量権に服し、判断に第５条に規定された事由が存在しても、裁判所は執行できると指摘した³⁷⁾。一般に各国の裁判所も、具体的状況に従って個別的に処理している。例えば、香港高等法院は、Paklito Investment Limited and Klockner East Asia Limited 事件³⁸⁾に対する CIETAC（中国国際経済貿易仲裁委員会の英文略称）が下した仲裁判断を執行するときに、次の意見を述べている。すなわち、仲裁判断がなされる過程において手続に瑕疵が存在しても、当瑕疵が判断結果の不公平に導く場合を除き、裁判官は、当該仲裁判断に対し執行令を出すことができる³⁹⁾。しかし、「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約の中国での承認の実行に関する通知」の司法解釈第４条は、「……第５条第２項各号に該当すると認定すれば、または債務者が提出した証拠で第５条第１項各号に該当すると証明されれば、その申請を却下し、その仲裁判断の承認及び執行を拒否しなければならない」と規定している。中国は上記の自由裁量権を認めない。これも中国立法の硬直な特徴であるといえるであろう。

・中国における判断の執行状況に対する外国の法律家の評価

中国における外国仲裁判断の承認・執行について、アメリカの弁護士 Stephen M. Snobe は、1983年の論文で、「中国はまだニューヨーク条約に加盟していないので、紛争解決の条項には執行に関する内容を入れるべきであり、そのほかに、外国側の当事者の申立てた仲裁判断が管轄人民法院に執行されない場合、執行を申立てる当事者は、中国の政府関連機関に協力を請求

することができる……、これらの政府機関は、当事者に判断執行への協力を提供する権限がある」⁴⁰⁾と述べている。司法部も最高人民法院も外国仲裁判断の執行申請に関する公式の統計を公表しておらず、1982 年民訴法(試行)により外国仲裁判断の執行のために、若干の申請がなされたけれども、そのどれも成功しなかったとの報告がある⁴¹⁾。

これに対し、ニューヨーク条約が中国で発効した後は、仲裁研究所が行った調査によると、1990 年から 1997 年 8 月までに外国仲裁判断の承認・執行のために、14 の申請が人民法院に提出されて、そのうち、10 件が裁判所によって執行が許され、3 件が執行を拒否され、1 件が審理中であった⁴²⁾。また、他の資料によると、外国仲裁判断の執行拒否率は、国際標準が 5% であるが、中国では 7.14% と高く、同じような結果となっている⁴³⁾。

そこで、1992 年に鮑智明弁護士は、「中国における仲裁判断の執行状況を楽観視することができず、解決方法を見つけることは、急務である」⁴⁴⁾と述べている。また 1996 年にスイスのチューリッヒで開催されたニューヨーク条約に関するシンポジウム⁴⁵⁾、及び同年に韓国のソウルで開催された ICCA (International Chamber of Commerce International Court of Arbitration) 中期会議⁴⁶⁾においては、中国の執行状況が西側諸国による非難の対象となった。

中国で仲裁判断の承認・執行の面において、存在する主な障害としては次のものが考えられる。すなわち、1991 年の中国民事訴訟法第 260 条は、仲裁判断の執行拒否に関する要件を定めているが、逆に、これらの文言は地方の人民法院にも仲裁判断の執行拒否を正当化する多くの機会と理由を提供すること⁴⁷⁾、かつては、裁判官は、無資格で、給与は安く、法的知識をあまり要求されなかったため、ニューヨーク条約の理解が不完全であったこと⁴⁸⁾、中国では、裁判所の独立性がなく、裁判所の人的・物的資源が地方政府によって決められることから生ずる地方保護主義⁴⁹⁾、及び 国家主義的感情である⁵⁰⁾。

．若干の事例分析

(1) Revpower Ltd and Shanghai Far East Corp 事件

本事件の仲裁申立人 Revpower Ltd は、香港で登録された資本全部がアメリカ人により所持された会社であり、被申立人 Far East Corp は、中国で登録した会社である。1988 年 6 月に双方は、補償貿易⁵¹⁾の契約を締結した。この契約に基づいて、Revpower Ltd は、契約の付録に定められた設備と原材料の購入、技術情報の提供、専門人材の養成及び品質の監督の義務を負う一方、Far East Corp は、工場の建物と補助設備を提供する義務を負っている。Revpower Ltd は、Far East Corp に中国で同契約中の製品を販売する 20 年間の独占ライセンスを与え、その代わりに、中国以外のマーケットで製品を販売する 20 年間の独占的な権利を享受することになった。当該契約の第 14 条は、紛争解決の内容を定めていた。ポイントは以下の通りである。

本契約から生じた如何なる紛争と賠償も、当事者双方ができる限り友好協商の方式を通し

て解決を図るべきである。当事者のどちらかの契約違反により相手方に損害が発生した場合、損害を蒙る側は、契約履行日から 30 日以内に必要な書証（documentary evidence）に従って加害側に損害賠償を求める権利がある。加害者が請求を拒否した場合には、紛争を仲裁に付託する。紛争発生後、60 日を経過した後、当事者のどちらかが友好協商方式により解決できないと判断すれば、その者は、SCC（Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce の略称）の仲裁規則に従って仲裁解決を要求する権利がある。仲裁判断は終局的なものであり、当事者双方を拘束する。敗訴側は、仲裁判断が下された日から 60 日以内に判断された金額を支払うべきであり、あるいは仲裁判断書のその他の規定に従うべきである。仲裁費用とその他の費用の負担は仲裁判断により決まる。

1989 年末、双方に紛争が発生した。1991 年 6 月 29 日に Revpower Ltd は、SCC に仲裁を付託し、そして J. Gillis Wetter を仲裁人と指定した。SCC は該事件を受理したとともに、Far East Corp に回答を要求する通知を発した。同年 10 月 5 日に Far East Corp は SCC に管轄権抗弁を提出する同時に、アメリカの Jerome A. Cohen 教授を仲裁人として指定した。SCC は仲裁規則により、Wetter、Cohen 及び Lars. Rahmn の 3 人からなる仲裁廷が成立した。Rahmn は、首席仲裁人である。

1992 年 7 月 11 日に、仲裁廷は、当該仲裁院が事件に対し管轄権を有し、中国法を準拠法とし⁵²⁾、かつ英語を仲裁手続に使用する言語とする、という中間判断を下した。それにもかかわらず、1993 年 4 月 1 日に、被申立人は上海市中級人民法院に訴訟を起こした。同法院が訴訟を受理した。その理由は、上述した仲裁条項において SCC 仲裁規則によると定めているが、SCC を仲裁機関と明示していないので、中国法⁵³⁾に基づき当該条項が無効であることを根拠とする。Revpower Ltd は同法院に管轄権がないという抗弁を申立てた。他方、Far East Corp は SCC の仲裁に参加しないと意思を表示した。1993 年 7 月 13 日に、SCC 仲裁廷は、Far East Corp が Revpower Ltd に 600 万米ドルほど賠償すべきであるとの終局仲裁判断を下した。同年 12 月 29 日に、Revpower Ltd は上海市中級人民法院に当該判断の執行を申立てた。しかし、上海市中級人民法院は、当該事件が審理中であることを理由にして執行申立の受理を拒否した。

その後、上海市中級人民法院は、受理した当該事件をまったく審理することなく、1995 年 5 月 18 日に、Far East Corp の訴えを却下した。同月 23 日に、また Far East Corp は上海市高級人民法院に上訴したが、同年 7 月 24 日に、上海市高級人民法院は、請求を棄却した。

Revpower Ltd は、1996 年 2 月 29 日に改めて上海市第 2 中級人民法院⁵⁴⁾に執行を申し立てた。同年 3 月 1 日に同法院は当該事件に関する仲裁判断の承認・執行の判決を下した。

ニューヨーク条約は、国際商事仲裁に関し、主な二つの面を含んでいる。一つは、仲裁契約の強制実施であり、もう一つは、仲裁判断の強制執行である。ニューヨーク条約が仲裁契約に適用できる場合、当該仲裁契約の強制実施の申立を受けた締約国は、その仲裁契約が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認定する場合を除き、一方の当事者の請求によ

り、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない⁵⁵⁾。

上述した事件において、ニューヨーク条約第 5 条第 1 項 (a) により仲裁契約に適用すべき法律はスウェーデンの法律である。したがって、中国法に従い仲裁契約の効力を判定する上海中級人民法院のやり方は、明らかに妥当性を欠いていた⁵⁶⁾。また、人民法院が本事件に関する仲裁判断の執行の申立の受理の拒否は、人民法院裁判官のニューヨーク条約に関する無理解を示すものであることを指摘できる。Repower 事件について上海市中級人民法院の処理が中外世論にさまざまに批判されたが、上海第 2 中級人民法院の最終的判決は評価されるに値する。

(2) Guangzhou Ocean Shipping Co (China) v. Marships of Connecticut Co Ltd (USA) 事件⁵⁷⁾

被申立人 Marships of Connecticut Co Ltd は、申立人 Guangzhou Ocean Shipping Co から貨物船「馬関海号」、「康蘇海号」及び「華銅海号」を傭船した。三つの傭船契約には、同契約に関する紛争については、イギリスのロンドンでイギリス法を準拠法として仲裁によって解決する旨の仲裁合意が含まれていた。

被申立人はその後、傭船料の支払を遅滞したため、申立人は、1989 年 6 月にすべての傭船契約を解除し、かつ上述した仲裁条項に基づき、同年 7 月にロンドンにおいて当該事件の仲裁の申立を行った。そして、ロンドン ad hoc 仲裁廷は、同年 8 月 7 日、15 日及び 25 日にそれぞれの傭船契約に関する紛争について三つの仲裁判断を下した。判断書の主なポイントは、以下の通りである。すなわち、被申立人は、未払の傭船料合計 198 万 5975.21 米ドル及びその利息並びに申立人に要した費用を申立人に支払うべきである。仲裁判断の効力発生後、被申立人は傭船料の一部を支払ったが、1990 年 2 月から再びその支払を停止し、結局 123 万 2112 米ドル及びそれに対する年 9% の割合による利息が未払の状況となった。他方、中国対外貿易運輸総公司是 1989 年 3 月に被申立人との間で申立人に所有される貨物船「康蘇海号」について転貸契約を締結しており、被申立人に対する傭船料及び延滞金合計 25 万 3592.55 米ドルが未払となっていて、その支払の準備をしていることを、申立人は知るに至った。そこで、1990 年 7 月 6 日に、申立人は中国広州海事法院に前記三つの仲裁判断の承認・執行、並びに中国対外貿易運輸総公司の被申立人に対する支払準備金を、申立人の口座に強制的に振り替えるように申請した⁵⁸⁾。

広州海事法院は、当事者双方間の仲裁条項は有効であること、ロンドン ad hoc 裁判所の構成、仲裁手続及び下された三つの仲裁判断は、いずれも適正であり、仲裁判断は当事者双方に対し拘束力を有する、被申立人は、すでに仲裁判断の内容を一部履行していることなどの事実を認定した後、中国の法律によれば、傭船契約における紛争は仲裁によって解決することができ、前記の三つの仲裁判断の承認・履行は、中国の「社会公共の利益」⁵⁹⁾に違反せず、

この三つの仲裁判断の承認・執行の申請は、中国民事訴訟法 (試行) 第 169 条⁶⁰⁾に定められた執行申請期限を越えておらず、中国対外貿易運輸総公司が支払を準備している傭船料及び

中国における外国仲裁判断の承認及び執行について（楊）

その延滞金は被申立人が獲得することを期待できる財産であり、強制執行の目的物とすることができ、中国対外貿易運輸総会社が被申立人に支払準備をしている傭船料及び延滞金を申立人の口座に強制に振替せよという申請は理にかなったものであるので、申立人の請求を認める判決を下した。この判決については、国内外で広く賞賛された⁶¹⁾。しかし、本件において、中国法は ad hoc 仲裁の効力に対し何も規定しなかった。その後制定された仲裁法第 16 条により、ad hoc 仲裁は無効とされる。したがって、ad hoc 仲裁については、ニューヨーク条約の関連条項と矛盾した国内法規定に対する改正を行う必要があると考えられる。

本件で勝訴となったのは、中国の会社であって外国側の会社ではなかった⁶²⁾。勝訴側が外国の会社であったら、本件のように判断の承認・執行が順調であるかは、予測しがたい。また、ニューヨーク条約第 5 条第 1 項によれば、拒否の証拠を提出するのは当事者であって、裁判所でないから、本件のように裁判所が自主的に承認・執行の拒否要件の不存在を審査したのは、ニューヨーク条約の趣旨に反するといえる。そして、仲裁という紛争処理というメカニズムの安定性と信頼性に悪い影響を与える⁶³⁾。

おわりに

本稿では、中国における外国仲裁判断の承認・執行に関する法規、状況及び問題点を検討した。

ニューヨーク条約の締約国の当事者は、当然この条約に基づき、直接、中国の管轄権を有する地方中級人民法院に承認・執行を申立てることができるが、ニューヨーク条約の非締約国が中国と締結した二国間協定中に仲裁判断の相互承認・執行に関する条項があるときには、同条項に基づいて中国の人民法院に承認と執行を請求する。中国と何らの条約を締結しない外国においては、互惠の原則に従い、当事者が外国仲裁判断の承認・執行を請求し、または外交的手段などを通じ、請求する。

中国における外国仲裁判断の承認・執行に関する状況については、以下の問題点が存在している。

第一に、人民法院の裁判官は、法的知識があまり高くないから、ニューヨーク条約の理解が不完全である。したがって、如何に裁判官の質素を高めるかは、中国にとって重要な課題となる。

第二に、Repower 事件に関する仲裁判断の承認・執行において、上海市中級人民法院は、受理した当該事件を不当に遅延していたことは指摘されるべきである。それゆえ、如何にしてその現象を避けるかは、人民法院にとって解決しなければならない問題である。

第三に、ニューヨーク条約第 5 条に定められた仲裁判断の拒否事由について、中国は裁判所の自由裁量権を認めるべきであり、すなわち、仲裁判断に同条約に規定された事由があっても、

執行可能となるべきである。

第四に、地方保護主義を防ぐために、中国は裁判所の司法独立性を確保しなければならない。

<注>

- 1) 1978 年 12 月に、中国共産党第 11 期 3 中全会が開催され、会議において、社会主義経済建設を立国目標として、対内的経済活性化と対外的開放政策が確立された。
- 2) IMF の 1995 年国際金融統計によれば、1995 年度の中国輸出入総額は、国内総生産の 45%に相当する。
- 3) 同法は 1979 年 7 月 1 日に施行され、1990 年 4 月 4 日に第 1 次改正が行われ、2001 年 3 月 15 日に第 2 次改正が行われている。
- 4) 当該「実施細則」は 1983 年 9 月 20 日に施行され、その第 110 条は、「合弁当事者は仲裁契約書に基づいて仲裁の付託することができる。仲裁は、中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁規則により行われ、又は当事者が合意する場合は、被申立人の国又は第 3 国の仲裁機関によりその規則に従い仲裁を行うことができる」と定めている。
- 5) 同法は、1988 年 4 月 13 日に施行され、2000 年 10 月 31 日に改正されている。
- 6) 同法は 1999 年 10 月 1 日に施行され、同時に経済契約法、涉外経済契約法および技術契約法は、廃止されている。
- 7) たとえば、中国契約法第 126 条は「涉外契約の当事者は、契約紛争処理に適用する法律を選択することができる。……」と規定している。
- 8) 中国契約法第 126 条の後半部分参照。
- 9) 1982 年 3 月 8 日に、民事訴訟法（試行）は施行され、その後、1991 年 4 月 9 日に民事訴訟法の施行により、「試行」は、廃止されている。
- 10) 例えば、1974 年 6 月 22 日に発効した「中国と日本国との間の貿易に関する協定」、1980 年 10 月 30 日に締結した「中国とアメリカとの間における投資保険及び投資保証に関する投資奨励の協定」、1986 年 5 月 15 日に発行した「投資の促進及び相互保護に関する中国とイギリスとの間の協定」などがある。
- 11) 1986 年に中国は「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟し、1988 年 4 月 30 日に「多数国間投資保証機関を設立する条約」（英文の全称は、“Convention Establishing the Multilateral Investment Guarantee Agency”であり、通常は MIGA 条約と略称する）に加入し、1992 年 2 月 9 日に『国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約』（英文の全称は、“Convention on the Settlement of Investment Disputes Between States and Nationals of Other States”であり、別名はワシントン条約または投資紛争解決条約である）に調印した。
- 12) 同条約は、1948 年に発効し、1950 年に新中国が成立した後に、廃止された。
- 13) 中国では「仲裁」を「中斷」とも呼ぶ。「中斷」は古い称呼に属する。現在では、この呼び方は殆ど使わない。
- 14) 譚兵著『中国仲裁制度研究』（法律出版社、1995 年版）350 頁。
- 15) 例えば、1954 年に中国とアルバニアとの間に締結されたバーター取引及び支払に関する協定である。松浦馨=林克敏「中国の国際商事仲裁の現状と課題 [上]」（『国際商事法務』、1994 年、Vol. 22, No.10）1138 頁。
- 16) 一般条件議定書の詳しい内容について、劉智中編著『関与中外両国間経済貿易条約及協定概述』（中国政法大学出版社、1988 年版）76 頁以下参照。
- 17) 例えば、1962 年 11 月 5 日に中国が朝鮮民主主義人民共和国と締結した「中華人民共和国と朝鮮民主主義人民共和国との通商航海条約」第 15 条の規定参照。（王平編『企業涉外常用経済法規選輯』中国檢察出版社、1991 年版）1270 頁。
- 18) 「中日貿易協定」第 8 条第 4 項及び「中米貿易協定」第 8 条第 3 項参照。
- 19) 1998 年 8 月まで、中国は既に 88 ヶ国と 2 国間投資保護協定を締結した。趙健著『国際商事仲裁的司法監督』（法律出版社、2000 年版）225 頁参照。
- 20) 例えば、1983 年の「中国と西ドイツとの間の投資保護協定」の議定書第 4 条、1984 年の「中国とフランスとの間の投資保護協定」の付則第 4 条、及び同年の「中国とベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の投資保護協定」の議定書第 6 条第 4 項などである。
- 21) 趙・注 19 前掲書 224 頁参照。
- 22) 1927 年のジュネーブ条約第 1 条第 2 項（d）は、仲裁地及び執行地の裁判所に承認を求める、いわ

中国における外国仲裁判断の承認及び執行について（楊）

ば「ダブル承認」の手續を必要とすると規定しているが、現在では、殆ど世界各国は「ダブル承認」という手續を放棄した。なお 1958 年のニューヨーク条約の発効により、ジュネーブ条約の重要性は失われた。

- 23) ニューヨーク条約第 3 条は、「各締約国は……仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手續規則に従って執行するものとする…」と規定している。
- 24) 両条約の規定により、仲裁判断は、当事者を拘束し、かつ本条約に定められた諸規定を除き、一切の控訴又はその他の救済方法を排除するものとする。……各締約国は、本条約に基づいて行われた仲裁判断を拘束力あるものと認め、そしてその管轄権範囲内で仲裁判断の拘束力を承認し、かつ執行する……国内裁判所の最終判決と同等に裁定を扱うものとする旨を規定することができる。投資紛争解決条約（ワシントン条約）第 53 条、第 54 条、MIGA 条約の付則 第 4 条参照。喜多川篤典著『国際商事仲裁の研究』東京大学出版社、1978 年版、296 頁。
- 25) 澤木敬郎「内国仲裁・外国仲裁・国際仲裁」(松浦馨・青山善充編『現代仲裁法の論点』有斐閣、1998 年版) 400 頁。
- 26) 通常の外国仲裁判断は、ジュネーブ議定書、ジュネーブ条約及びニューヨーク条約下の、国家裁判所に管轄されるものである。
- 27) 例えば、「中日貿易協定」第 8 条第 4 項は「両締約国は、仲裁判断について、その執行が求められる国の法律が定める条件に従い、関係機関によってこれを執行する義務を負う」と規定している。その中の関係機関について、何を指すかは、明確ではない。それに、当該協定は、仲裁判断の承認に関して何も規定しなかった。これと比べて、ニューヨーク条約には具体的な規定をおいている（同条約第 3、4、5 条）。
- 28) ニューヨーク条約第 1 条第 3 項の規定に基づき、中国は、条約の適用を「相互主義」によること、及び「商事紛争」に限ることの留保宣言をしている。
- 29) ニューヨーク条約に加盟する際に、同条約が民治訴訟法の規定と異なる場合、条約の規定が優先するとその声明を発表した（「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約の中国での承認の実行に関する通知」(第 1 条参照)。同条約の第 1 条第 2 項のいう「仲裁判断」は常設仲裁機関になされた仲裁判断と ad hoc 仲裁判断を 2 種類含んでいる。之に対し、中国国内法は、前者の仲裁判断しか決めていない（民訴法第 260 条、269 条及び仲裁法第 2 章の関連規定参照）。したがって、中国が ad hoc 仲裁判断を認めるか否かは、明確ではないが、中国が同条約の締約国となったことに鑑みて、明文で認めるよう法律を改正すべきであると思う。
- 30) ニューヨーク条約第 1 条は「非内国仲裁判断」の基準を定めている。すなわち、承認及び執行が求められる国において内国仲裁判断と認められない判断にも適用する。これらの仲裁判断の多くは、承認・執行の申立地国においてなされたものであるが、判断中の当事者及び目的物は、承認・執行地国と関連性がないのである。趙・注 19 前掲書 226 頁参照。
- 31) 「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約の中国での承認の実行に関する通知」第 2 条参照。
- 32) 当該種類の紛争解決は、中国で 1992 年に発効された投資紛争解決条約中の関連規定に基づき行うのである。
- 33) 趙・注 19 前掲書 215 頁参照。他国における仲裁判断の申立の期間は、例えば、アメリカでは 3 年であり、イギリスでは、6 年である。中国の期間は短すぎる。
- 34) ニューヨーク条約第 5 条第 1 項は、以下五つの判断の拒否事由を掲げている。1 第 2 条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前述の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令によりもしくはその指定がなかったときは、判断がされた国の法令により有効でないこと。2 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手續について適当な通告がなかったこと、又はその他の理由により防御することが不可能であったこと。3 判断が仲裁付託の条項に定められていない紛争もしくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること、又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ執行することができるものとする。4 仲裁機関の構成又は仲裁手續が、当事者の合意にしがたっていないこと、又はそのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令にしがたっていないこと、又はそのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令にしがたっていないこと、又はその判断がされた国もしくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたかもしくは停止されたことである。
- 35) 1 紛争の対象である事項がその国の法令により、仲裁による解決が不可能なものであること。2 判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反することである。

- 36) 趙・注 19 前掲書、159 頁参照。
- 37) See Van den Berg, “The New York Arbitration Convention of 1958 Towards a Uniform Judicial Interpretation”, Kluwer 1981, at 265.
- 38) 詳細な内容は、趙秀文編『国際商事仲裁案例評析』(中国法制出版社、1999 年版) 243~248 頁参照。
- 39) 韓健=宋連斌「論我国国際商事仲裁機構和法院の關係」(『仲裁与法律通讯』、1997 年 8 月第 4 期) 12 頁。
- 40) 王生長「外国仲裁裁決在中国的承認和執行」(陳安編『國際經濟法論叢、第 2 卷』、法律出版社、1999 年版) 490 頁。
- 41) Cheng Dejun, Michael J. Moser and Wang Shengchang, International Arbitration in the people’s Republic of China: Commentary, Cases and Materials, Butterworths Asia, 2000, p.135.
- 42) Cheng Dejun, Michael J. Moser and Wang Shengchang, note 41, p.135.
- 43) 陳敏「外国関心の中国仲裁問題」(陳安編『國際經濟法論叢、第 2 卷』、法律出版社、1999 年版) 529 頁。王・注 42 前掲論文 499 頁参照。
- 44) 王・注 42 前掲論文 491 頁参照。
- 45) この会議は 1996 年 2 月に開催され、会議の主題は、「1958 年のニューヨーク条約について」である。趙・注 19 前掲書 228 頁参照。
- 46) この会議は 1996 年 10 月に開催され、会議の主題は、「国際紛争の解決 一つの国際的な仲裁文化を形成するように」である。趙・注 19 前掲書 228 頁参照。
- 47) See ,Michael J. Moser, China and the enforcement of arbitral awards ,Arbitration Journal of the Chartered Institute of Arbitrators, p.50 (February 1995); 大隈一武「中国仲裁判断の承認および執行 ニューヨーク条約および中国法に基づく (5・完)」(『JCA ジャーナル』、1998 年 1 月号) 40 頁。
- 48) Luming Chen, “Some Reflection on International Commercial Arbitration in China”, 13 Journal of International Arbitration (1996, No. 2), p.128.
- 49) Michael J. Moser, note 47, p.50 (February 1995); Luming Chen, not 50, 154~157. Matthew D. Bersani, “Enforcement of Arbitration Awards in China: Foreigners Find the System Sorely Lacking”, 19 The China Business Review (1992, No.3), pp.10~11. 松浦=林・注 15 前掲論文[下]、(Vol. 22, No.11, 1994) 1254 頁参照。
- 50) Luming Chen, note 48, p.155.
- 51) 補償貿易とは外国側が機械設備を提供し、その見返りとして製品、その他の生産物で返済を受けるものである。
- 52) 仲裁廷は、「……本契約履行の部分行為は中国以外の地方で行ったが、大部分の行為が中国で行っていたのに鑑みては、故に中国法を契約の準拠法とすべきである」と判断した。
- 53) 1985 年の『涉外経済契約法』第 37 条は、「……合意された仲裁契約書に従い、その紛争案件を中国の仲裁機関又はその他の仲裁機関に付託することができる」と規定している。
- 54) 1995 年に上海市中級人民法院は、二つの法院に分けられた。すなわち、上海市第 1 中級人民法院と上海市第 2 中級人民法院である。
- 55) ニューヨーク条約第 2 条第 3 項参照。
- 56) See Li Hu, “Enforcement of the International Commercial Arbitration Award in the People’s Republic of China”, 16 Journal of International Arbitration, 1999, p.29. 王・注 42 前掲論文 518~519 頁参照。
- 57) See Machael J. Moser, note 41, pp.133~134 (May 1995); 王・注 48 前掲論文 510~512 頁参照。
- 58) ここでの強制的に振り替えることは、中国対外貿易運輸総公司の預金を強制的に引き落として申立人 Guangzhou Ocean Shipping Co の口座に振り替える法院の処分をいう。中国の法律用語は、「劃撥」である。
- 59) 1982 年の中国民事訴訟法(試行)第 204 条参照。現行の民事訴訟法第 260 条第 2 項も同旨である。
- 60) 前述した現行の民事訴訟法第 219 条に定められた期限とは同様である。
- 61) See Guiguo Wang, note 48, One Courtnry p.17.
- 62) See Michael J. Moser, note 41, p.134.
- 63) 陳治東=潘偉「国際商事仲裁裁決承認与執行の国際化趨勢」(『中国法学』、1998 年 2 期) 124 頁。